

芦屋市清掃事業施設の設置および管理に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行										
<p>○<u>芦屋市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例</u></p> <p><u>(設置)</u></p> <p>第1条 <u>廃棄物の適正な処理並びに生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）を設置する。</u></p> <p><u>(名称及び位置)</u></p> <p>第2条 <u>施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="232 884 1111 986"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>芦屋市環境処理センター</td> <td>芦屋市浜風町31番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(事業)</u></p> <p>第3条 <u>施設は、廃棄物の焼却処理及び中継処理に関する事業を行う。</u></p> <p>第4条・第5条 (省略)</p> <p><u>(技術管理者の資格)</u></p> <p>第6条 <u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第21条第3項に規定する条例で定める資格は、次の各号のいずれかとする。</u></p> <p>(1) <u>技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学</u></p>	名称	位置	芦屋市環境処理センター	芦屋市浜風町31番1号	<p>○<u>芦屋市清掃事業施設の設置および管理に関する条例</u></p> <p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 <u>この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第1項の規定に基づき、芦屋市清掃事業施設（以下「施設」という。）の設置および管理について必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>第2条 <u>市内の廃棄物を衛生的に処理し、生活環境を清潔にするため、施設を設置する。</u></p> <p><u>(種類、名称および位置)</u></p> <p>第3条 <u>施設の種類、名称および位置は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1164 884 2042 986"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>名称</th> <th>位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ごみ処理</td> <td>芦屋市環境処理センター</td> <td>芦屋市浜風町31番1号</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(事業)</u></p> <p>第4条 <u>施設は、廃棄物の焼却処理および中継処理に関する事業を行なう。</u></p> <p>第5条・第6条 (省略)</p>	種類	名称	位置	ごみ処理	芦屋市環境処理センター	芦屋市浜風町31番1号
名称	位置										
芦屋市環境処理センター	芦屋市浜風町31番1号										
種類	名称	位置									
ごみ処理	芦屋市環境処理センター	芦屋市浜風町31番1号									

改正案	現 行
<p>部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)</p> <p>(2) <u>技術士法第2条第1項に規定する技術士（前号に該当する者を除く。）であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの</u></p> <p>(3) <u>2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあつた者</u></p> <p>(4) <u>学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。次号において同じ。）の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、2年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(5) <u>学校教育法に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、3年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(6) <u>学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(7) <u>学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学及び化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(8) <u>学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、6年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(9) <u>学校教育法に基づく高等学校又は中等教育学校において理学、工学、</u></p>	

改正案	現 行
<p>農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、7年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(10) <u>10年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</u></p> <p>(11) <u>前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者</u></p> <p>(補則)</p> <p>第7条 (省略)</p>	<p>(委任)</p> <p>第7条 (省略)</p>

重要な公の施設に関する条例新旧対照表

(下線部分は、改正部分)

改正案	現 行
<p>(議決を要する利用)</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設を5年を<u>超えて</u>独占的に利用させる場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号の規定により、市議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>(12) <u>一般廃棄物処理施設</u></p> <p>(13)・(14) (省略)</p>	<p>(議決を要する利用)</p> <p>第2条 次に掲げる公の施設を5年を<u>こえて</u>独占的に利用させる場合には、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第11号の規定により、市議会の議決を経なければならない。</p> <p>(1)～(11) (省略)</p> <p>(12) <u>清掃事業施設</u></p> <p>(13)・(14) (省略)</p>